

教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

1 日 時

平成25年10月21日(月)

開会 14時05分

閉会 15時05分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 岩崎恭典委員長、丹保健一委員、前田光久委員、柏木康恵委員
山口千代己教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 山口千代己(再掲)、

副教育長 真伏利典、次長(教職員・施設担当) 信田信行

次長(学習支援担当) 白鳥綱重、次長(育成支援・社会教育担当) 野村浩

次長(研修担当) 西口晶子

教育総務課 課長 荒木敏之

教職員課 課長 梅村和弘、班長 小宮敬徳、主幹 加藤真也

生徒指導課 課長 田淵元章、子ども安全対策監 倉田幸則

5 議案件名及び採択の結果

件 名

議案第29号 職員の懲戒処分について

審議結果

原案可決

6 報告題件名

件 名

報告1 いじめ防止基本方針について

7 審議の概要

・開会宣言

岩崎恭典委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・ **前回審議事項（平成25年10月8日開催）の審議結果の確認**

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・ **議事録署名人の指名**

前田委員を指名し、指名を了承する。

・ **会議の公開・非公開の別及び進行の確認**

議案第29号及び選挙は人事管理に関する案件のため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、非公開の議案第29号を審議し、公開の報告1の報告を受けたあと、非公開の選挙1、選挙2を行う順番とすることを承認する。

・ **審議事項**

議案第29号 職員の懲戒処分について（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・ **審議事項**

報告1 いじめ防止基本方針について（公開）

(田淵生徒指導課長説明)

報告1 いじめ防止基本方針について

いじめ防止基本方針について、別紙のとおり報告する。平成25年10月21日提出
三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。

それでは、内容につきましては、子ども安全対策監からご説明させていただきます。

(倉田子ども安全対策監説明)

それでは、いじめ防止基本方針についてご報告いたします。

まず、「1 経過」です。文部科学省は平成25年10月11日に「いじめ防止基本方針」（以下、「基本方針」）を発表しました。

基本方針は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第11条第1項に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として定められたものです。

「2 いじめ防止基本方針の内容」についてです。この基本方針は、いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項、いじめの防止等のための対策の内容に関する事項、その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項の3つの骨格で示されています。

主な内容は以下のとおりです。地方公共団体は、いじめ防止等に関する関係機関の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察等により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことが望ましい。いじめ防止等の対策を実効的に行うため、教育委員会に附属機関を設置することが望ましい。重大事態の調査を行う組織は、附属機関を調査機関とすることが望ましく、専門的知識及び経験を有する第三者が参加する

よう努める。学校や教委は、被害者側に調査結果を適切に提供する責任を有する。学校は、定期的なアンケートや教育相談の実施等により、児童生徒が訴えやすい体制を整える。

このことにより、いじめ問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関との連携等をより実効的なものにする必要があります。そのために、法により新たに規定された、地方公共団体や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容な運用を明らかにしています。

「3 今後の対応」についてです。(1)教育委員会としましては、基本方針を各市町教育委員会及び県立学校へ周知するとともに、基本方針を参酌して、三重県としてのいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針「三重県いじめ防止基本方針」を策定し、平成26年1月末までに各市町等教育委員会及び県立高校に対して周知する予定です。(2)「三重県いじめ防止基本方針」の策定にあたっては、教育関係機関及び、警察、法務局等関係機関の代表、保護者代表や、学識経験者、弁護士、臨床心理士等の専門家を策定委員に委嘱し、多様なご意見を頂きながら策定してまいります。(3)基本方針の素案については、12月の県議会教育警察常任委員会で説明いたしますとともに、11月17日(日)に開催されます「第2回子どもたちの輝く未来づくりに向けた集い」において、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長の「いじめ防止対策推進法について」の基調講演のもと、基本方針の内容についても、三重県PTA連合会や三重県高等学校PTA連合会との意見交換を行ってまいります。

以上でございます。

【質疑】

委員長

報告1についてはいかがでしょうか。

具体的に三重県のいじめ防止基本方針策定の作業に早速取りかからなければいけない。今は、人選を進めているぐらいですか。

子ども安全対策監

今、さっき申し上げた策定委員の方をお願いをしに行っておるところです。

委員長

基本方針をあげるのは26年1月末には周知だから、12月まで。

子ども安全対策監

1月末までに策定しまして、周知はその後と考えております。

委員長

「までに周知する予定」と書いてあるから、1月末までに知らせなきゃいけないわけでしょう。

子ども安全対策監

策定と同時に周知しますので、策定ができた段階で周知をさせていただくということです。

教育長

連絡するという感じで周知にはならない。

委員長

例えば、パブリックコメントをかける手続きは考えていらっしゃるんですか。

子ども安全対策監

現在は、策定委員の方から多様なご意見をいただくということで、様々な関係機関の方をお願いをしてありますので、それらの方のご意見を踏まえながら策定し、と考えております。

委員長

パブリックコメントまでは考えてない。

子ども安全対策監

今現在は考えておりません。

委員長

ということのようではありますが。この1月末というのは決めた話ですか。文部科学省がそうしているんですか。

子ども安全対策監

例えば策定委員の方に集まっておきまして、会合を持ちまして、まとめていくのはスケジュール的には1月末までと考えておりますが、ただ、国のほうも何度かこの基本方針を策定する中で日程が延びたとも聞いておりますので、こちらとしましては、ある程度スピード感を持ってやっていきたいんですが、ただ、策定委員の方々のご意見の中で検討を時間をかけてやらなくてはいけないとなれば、遅れることも全然ないとは言えないということです。目途としてはこのようなことで努力してまいりたいと考えております。

柏木委員

いじめ防止対策推進法に基づいているということで、いじめ防止を中心的に行っていくかなくてはいけないと思いますが、やはりいじめはどんなに防止してもどこかでは起きてしまう。なので、三重県中に早期発見とかいじめへの対処に重きを置いて、起きた後にどんなに迅速にそれを解決していくかということが一番に念頭に置いてやっていただきたいということを保護者としても痛感しますし、実際、うちの娘も息子も巻き込まれて大変な小学校生活を送った経験がありますので、保護者としても、いかに発見して、学校側の対処とみんなで解決していく方向を、骨太な形で示して欲しいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長

それは是非お願いしたいと思います。

そうすると、次回、PTAの方々とのいろいろな意見交換の場に我々も参加しますが、あれもこの三重県版の指針を作る時の、1つのプロセスと考えてもいいですか。

子ども安全対策監

さっき申し上げましたが、分散会がありますので、その辺りでご意見も頂戴しながらと考えております。

育成支援・社会教育担当次長

柏木委員の補足をさせていただきたいのですが、今日、国の基本的な方針を付けさせていただいてまして、6ページの7の「いじめ防止等に関する基本的考え方」で、まず(1)は、「いじめの防止」、ここを読みますと、未然防止の観点が大事だと書いてあります。次の7ページ、(2)「いじめの早期発見」、(3)「いじめへの対処」ですので、早期発見、早期対応、それから未然防止、この3つが基本的な考え方ということです。

委員長

柏木委員が心配されるように、防止の部分より、起こってしまった後の救済機関をどう作るかみたいなのが中心になりそうな感じはするんですね。ただ、それはそれで当然必要ですが、防止の部分をきっちりと議論して欲しいというのは、保護者としてはそうでしょうね。起こってからでは遅い部分、確実にそれで傷つく子どもがそこにいる状況を生まないことが多分必要なんだろうと思いますが、その点は何かありますか。

子ども安全対策監

先ほどから出てきますように、まずは未然防止、早期対応、対処というこの3本柱を大事にしながら策定をしていきたいと考えております。

先ほどおっしゃっていただきました、起こった後の対処につきましては、組織等、学校、各教育委員会、市町等立ち会いの中で、組織での対応を図ってまいりたいと考えております。

委員長

そのときの制度設計は、まだ今、案の案ぐらいを事務局で練っているぐらいの話ですね。川西市がやっているような子どもの人権オンブズパーソンのやり方もあるだろうし、弁護士を含めた第三者機関をがっちり外に作るという話もあるだろうし、多分いろんなやり方があるのを、今検討している状況ですか。

子ども安全対策監

法の中にもいじめ問題対策連絡協議会でありますとか、教育委員会ごとに作られる附属機関であるとか、その組織を作っていくのが望ましいと。そのもとに第三者の参加をいただきながら対処をしていくのが望ましいと書かれておりますので、そのことは大事にしながら進めていきたいと考えております。

委員長

いかがでしょうか、何か他にございますか。

この前、議会に出席した際、中小企業振興条例について、県議が怒ってましたよね、議会軽視だといって。要綱案も何も出ないで条例案を作るというような話をされていて、議会サイドは非常に怒ってましたが。実は後日談があって、先週、急遽、中小企業振興条例検討会みたいなものを作るそうで、うちの大学に誰か教員を派遣してくれという、今日、この時間にやってますよ、検討会を。先週の水曜日ぐらいに誰か出してくれて、今日の会議を設定してるというような話があったりしまして、その意味で言うと、中企業振興条例みたいに、ある意味、理念条例になるようなものでも議会からはいろいろと意見が出ます。

このいじめ防止基本方針に関しては県民の関心も非常に高いので、その意味で言うと、策定のプロセスは、ちょっと遅れてでも、より多様な県民の意見は聞いたほうがいいと

思う。だから、パブリックコメントで意見を言うかどうかは別として、パブリックコメントは、私はかけたほうがいいのではないかなと思うんですが。1月末までに周知となると、どう考えても時間がないことは分かりますが、ある意味、パブリックコメントは、僕は周知の一環でもあると思います。ただ、そこで訂正ができなければパブリックコメントとは言わないですが、あなたのこの意見はこういう理由で基本方針を反映できませんという回答を流すだけでも僕は周知になると思うので、できればパブリックコメント自体はあったほうがいいだろうと思うし、少なくともこれについては、議会もおそらく非常に関心の高いところでありましょうから、議会にもきっちりと伝えてあげてくださいね。

教育長

11月17日の県P、高Pの意見交換会の素案はできておるの。

子ども安全対策監

はい、分散会の中で時間を使いまして、この議論をずっと考えています。

教育長

素案ができていうこと。素案をもとに、みんな県Pなんかで単Pまで下ろして意見をもらうという手はある。当面、保護者、小中高がいるので、何らかの形でこの素案について意見をもらいたいということで下ろすという手はないことはない。11月17日なので月末までになんとかなるだろうし。議会へは今、保護者の意向を確認してまず、意見をもらっていますと言えるし。ちょっと考えてくれますか。

委員長

他、よろしいでしょうか。

でしたら、三重県らしい方針を是非お願いします。けれど、そうでもないですか、いじめについて三重県らしさもありませんか、そこはどう考えたらいいんでしょうね。そこは是非、オリジナルでいろいろと作ってくださいね。

教育長

何か1つでも考えられることを。

子ども安全対策監

今まで生徒指導課を中心に積み上げてあるものもありますので、その辺を踏まえながら、三重県としてどのような対策を練っていくかということも十分入れて策定してまいりたいと思います。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・選挙

選挙1 委員長の選挙について（非公開）

三重県教育委員会会議規則第2条第2項の規定による指名推選の結果、岩崎恭典委員長が次期委員長に決定した。

・選挙

選挙2 委員長職務代理者の選挙について（非公開）

三重県教育委員会会議規則第3条第1項の規定による指名推選の結果、前田光久委員が次期委員長職務代理者に決定した。